

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」について

多気町 健康福祉課

【支給対象者について】

- 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

- 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする）の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができます場合がありますので、担当課までご相談ください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・令和3年9月分の児童手当の対象となっているお子さん
 - ・平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん
 - ・令和3年9月30日以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり50,000円です。

【申請について】

- 多気町から児童手当9月分（10月8日振込）が支給された方は、**「プッシュ型」による支給**を行いますので、**特段の申請は不要です**。高校生のお子さんがみえる場合はあわせて支給します。
- 公務員の方や対象児童が高校生のみのご家庭は申請が必要です。
 - ・申請方法は準備が整いましたら、当ホームページでお知らせします。
 - ・申請が必要と思われるご家庭には案内通知を発送いたします。

申請の期限がありますのでご注意ください（申請期限：令和4年2月末日まで）

- 12月1日以降に生まれた新生児の分は、出生届の手続きの際にご案内します。

※ DV被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合は臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

【支給先について】

- 原則として、令和3年9月分の児童手当の支給先口座（児童手当10月8日支給）に振込みます。高校生、公務員等の方は申請書に記載された口座に振込みます。
- 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続きが必要です。
- 監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支

給先口座届出書」に必要事項を記載の上、子育て世帯への臨時特別給付金の支給先口座の届出をしてください。

- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給時期について】

対象の方には12月24日（金）から順次支給を開始します。
振込の個別通知は行いませんので、通帳記帳にて入金をご確認ください。

<支給予定日>

令和3年12月24日(金)予定

- ・ 令和3年9月分の児童手当の支給対象の方
- ・ 令和3年12月1日までに生まれた児童で児童手当支給先口座が確認できた方

令和4年1月より支給開始

- ・ 高校生のみの方、公務員の方等
(申請受付後、振込処理に2週間ほどかかります)

【支給の辞退について】

- プッシュ型の支給を受ける方で、支給を辞退する場合は、令和3年12月20日（月）までに健康福祉課までその旨の連絡を入れてください。手続き方法をご案内いたします。
届け出の様式は多気町ホームページからダウンロードできます。

【多気町からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、多気町から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに健康福祉課又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、令和3年9月30日時点において多気町が把握する児童手当振込時における指定口座に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、給付金が支給されません。

- DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等に子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

問合せ先： ◎多気町役場 健康福祉課 電話番号：0598-38-1114
時間：午前8時30分から午後5時（閉庁日を除く）

内閣府コールセンター 電話番号：0120-526-145(フリーダイヤル)
時間：午前9時から午後8時(12月29日～1月3日を除く)